

第十三回国会 衆議院 經濟安定委員會會議録 第二十七号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

- 委員長 前田 正男君
- 理事 志田 義信君 理事 多田 勇君
- 理事 永井 英修君 理事 有田 喜一君
- 小野瀬忠兵衛君 岡司 安正君
- 奈良 治二君 福井 勇君
- 細田 喜東君 西村 榮一君
- 細田 榮藏君 西村 榮一君

出席政府委員

- 總理府事務官 (行政管理局) 中川 融君
- 管理部長

委員外の出席者

- 専門員 円地與四松君
- 専門員 菅田清治郎君

五月二十四日

委員中崎敏君辭任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

經濟審議庁設置法案に対する修正申入れに関する件

○前田委員長 これより會議を開きます。

經濟審議庁設置法案に対する修正申入れに関する件について發言を求められておりますので、この際これを許します。西村榮一君。

○西村(榮)委員 經濟審議庁設置法案に対する修正案を提案したいと思つて

おるのであります。私の修正提案の根拠といふところは、かつて經濟安定本部設置法が、青木國務大臣によつて提案せられたところによります。ならば、この經濟安定本部は、日本の經濟が安定し、經濟の自立態勢が確立し、かつ日本が國際競争に耐えられだけの經濟的に強力になるまで、經濟安定の総合的企画官庁として經濟安定本部を設置するものであるという提案理由の説明がなされたのであります。越えて内閣委員長たる齋藤隆夫君も、同様なる趣旨を強調されておるのであります。しからば現下のわが國の國情が、一体經濟安定本部が設置された當時の情勢と今日の情勢とを比較対照いたしましたとき、その任務がはたして終るかいなやということを検討いたしました。現下の國際情勢を考へてみて、われわれと密接な關係を持つておるアメリカの經濟のとり方を考へてみます。ならば、この經濟安定本部がわが國に設置されました後において、アメリカの經濟安定局は、戰時生産總動員本部というものに發展強化いたしました。今日戰時生産局本部が統制を行つておられるのは、実に五十七万種に及んでおるのであります。しかも五十六品目にわたる稀少物資は、今日民間における所有を嚴禁いたしております。この稀少物資は國家みずからの統制において按分配給しておる現状であります。自由主義國家、資本主義國家とい

われるアメリカにおきましても、かくのごとき高度の計画經濟をとらざるを得ないことは、現下の國際情勢の險惡さを物語るものであります。私はこの際わが國が考へておかなければならぬことは、自由主義經濟である、あるいは統制經濟であるというやうなイデオロギーの論争の段階ではなくして、いかにして日本の經濟を建て直して行くか、いかにして乏しい物資を有効に活用して、物と人と資金との按分調整をして、より高い段階に日本の經濟を發展せしむるかということが、現下日本の置かれた緊急なる課題でなければなりません。そこには自由主義經濟あるいは資本主義經濟、社会主義經濟あるいは計画經濟というやうな、イデオロギーの論争ということよりも、むしろ現実はそのことを要求しておると私は思つておるのであります。従つて今日のわが國における政党内において、自由主義を信奉する政党内、あるいは社会主義を信奉する政党内といへども、ここにわが國が現実に四六%の領土を失ひ、しかも海外の貿易は制約されて、かつてあつたところの、アジア大陸等の貿易物資の交流も今日制約を受けておる段階におきまして、ことさらに窮迫を告げるところのこの經濟状況において、物と人と資金との高能率的な活用の仕方というものの計画性が必要ではないか、さういふいたしますならば、かつて青木國務大臣において述べられた經濟安定本部設置法案の目的等は、今日ますます多々必要とはなつて

おるけれども、これを解消したり、あるいは削減したりする事情というものも、國內的にも國際的にも発生しておらないのであります。従つて私は何と申しましたも、いかなるイデオロギーに基く政党内にあつても、あるいは内閣において、この人と物と資金との競合の統制あるいは高能率的な活用というものが、現下のわが國における至上命令であるといふべきならば、私は今ここに經濟安定本部の拡大強化的な修正案を提案せざるを得ないのであります。

私は以上の趣旨に基きまして、修正案の要綱を朗読いたします。

第一 目的 この法律は、総合企画本部の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とするものとする。

第二 設置 (一) 本部の長は、総合企画本部總裁とし、内閣總理大臣をもつて充てるものとする。 (二) 本部に、総務長官を置き、國務大臣をもつて充てるものとする。 (三) 本部に、副長官一人を置くものとする。

このことは、なぜ總理大臣を本部の總裁として置かなければならぬかと申しますならば、國務大臣としての併立的な地位としてではなしに、これを総合企画するといふことを実行しなければなりません。その実行の指示権は、併例的な國務大臣の地位よりも、むしろ総合企画本部の最高指導者は、總理大臣がこれを兼任するところである。総合企画されたものを、各省において適法するといふ態勢をとるために、第二の設置要綱の中に總裁を總理大臣とした理由であります。

第三 任務 本部は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とするものとする。 (一) 經濟に関する基本的な政策の企画立案 (二) 關係行政機關の事務の総合調整 (三) 長期經濟計画の策定 (四) 総合国力の分析及び測定 (五) 國の予算及び決算の作成 (六) 外國人の投資及び事業活動の調整 (七) 各行政機關の行政運営の監察 (八) 内外の經濟動向及び國民所得等に関する調査及び分析

この第三の中に、從來と違つておられることは、第三の任務の五における予算の編成権の問題、七の各行政機關の行政運営の監察の問題が新しく加えられたのであります。申すまでもなくこの政府の原案を見ましても、任務のこの第八の中に、「内外の經濟動向及び國民所得等に関する調査及び分析」と

おるけれども、これを解消したり、あるいは削減したりする事情というものも、國內的にも國際的にも発生しておらないのであります。従つて私は何と申しましたも、いかなるイデオロギーに基く政党内にあつても、あるいは内閣において、この人と物と資金との競合の統制あるいは高能率的な活用というものが、現下のわが國における至上命令であるといふべきならば、私は今ここに經濟安定本部の拡大強化的な修正案を提案せざるを得ないのであります。

私は以上の趣旨に基きまして、修正案の要綱を朗読いたします。

第一 目的 この法律は、総合企画本部の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とするものとする。

このことは、なぜ總理大臣を本部の總裁として置かなければならぬかと申しますならば、國務大臣としての併立的な地位としてではなしに、これを総合企画するといふことを実行しなければなりません。その実行の指示権は、併例的な國務大臣の地位よりも、むしろ総合企画本部の最高指導者は、總理大臣がこれを兼任するところである。総合企画されたものを、各省において適法するといふ態勢をとるために、第二の設置要綱の中に總裁を總理大臣とした理由であります。

あるのでありますが、この国民所得の策定、算定並びに調査分析、経済の統合、これはことごとくその国の予算編成上の基礎的な条件になつておるのであります。従つて国民所得を策定する、算定する機関が、当然国の予算を編成するの必要があるのではないかと。特に国家の予算は一省の専管に属すべきものでなくして、内閣総理大臣の直屬の機関において国の予算を編成するという事は、近來の財政編成史の上において、各国の趨勢であるし、日本またしばしば輿論がこれを支持しておるのであります。従つて一省の専管から離れて、総理大臣の直屬下に総合企画官庁としての立場からこれを司るという事は、私は論ずるまでもなく理の当然であると思つております。かくして経済を中心とする総合国家計画を樹立いたしますならば、その樹立した計画が実行されておるかいなやというところの、行政運営の監察をするという必要も生じて来るのであります。従つて第三の任務の條項の第七の中に「各行政機関の行政運営の監察」という項目を設けた次第であるのであります。

第四 権限
本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有するものとすること。
但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならないものとすること。

一 経済に関する基本的な政策及び計画について企画立案し、並びに關係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

二 所掌事務を遂行するため、關係行政機関の長に対して必要な事項を命ずること。
三 国の予算、決算及び会計に關する制度を統一すること。
四 国の予算及び決算を作成すること。
五 国の予備費を管理すること。
六 各省各庁の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。
七 各省各庁の小切手又は国庫金振替書につき認証を行うこと。
八 国の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
九 国の財務の統轄の立場からする地方公共団体の財務の調整に關すること。
十 各行政機関の事務の実施状況を監察し必要な勧告を行うこと。
十一 前号の監察に關連して公共企業体の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施に關する必要な調査を行うこと。
十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、本部に屬せしめられた権限

第五 内部部局
本部に、総裁官房及び左の九局を置くものとすること。
予算局
財政金融局
産業局
貿易局
物価民生局
国土開發局
科学技術局

調査統計局
監察局
第六 特別な職
本部に審議官十人以上を置くものとすること。
（一） 総裁官房に官房長及び次長二人を置くものとすること。
（二） 予算局、産業局、国土開發局及び監察局にそれぞれ次長二人、財政金融局、貿易局、物価民生局、科学技術局及び調査統計局にそれぞれ次長一人を置くものとすること。
（三） 各局を通じ、調査官二十人以上を置くものとすること。
第七 附屬機關
本部の附屬機關として、左に掲げる機關を置くものとすること。
經濟審議會
国土總合開發審議會
資源調查會
電源開發調整審議會
物資需給調整審議會
第八 地方支分部局
本部に、地方支分部局として、地方監察局を置くものとすること。
（一） 地方監察局は左の八局とすること。
札幌監察局
仙台監察局
東京監察局
名古屋監察局
大阪監察局
広島監察局
高松監察局
福岡監察局
第九 外局
本部の外局として、外資委員會

を置くものとすること。
以上をもちまして、私は総合企画本部設置法案に対する修正の各條を御説明申し上げた次第でありまして、これは冒頭申し上げましたように、決してイデオロギー的なものじやなくして、現下置かれた日本の総合企画官庁として最低限これだけの機構を必要とするに確信いたしました。がゆえに、この修正案を提案した次第であります。何とぞ本委員会の同僚各議員におかれましては、本修正案の趣旨に御賛同あらんことを切望するのであります。しかしながら私は以上の修正案を提案いたしましたけれども、自分の願うところ、何とかして日本の今日の状況下においては、総合企画官庁の強力なるものを必要とする、この確信いたしますがゆえに、各党それ々々のお立場もあつてあります。私には社会党の立場から以上の修正案を最少限度のものとして提案いたしましたのであります。しかし本法が修正されて、より総合的な企画官庁としての役割を果すために、他党との間において最大公約数においてそれを一本にまとめるということでございますならば、この修正案につきましては、また皆さんと協定するの用意があるということをここに私は付言するのであります。同時に私は同僚各位にここにお考えおきを願わなければならぬことは、これはなるほど率直に申し上げますならば、今日衆議院においては、自由党は絶対多数をお持ちになつておるのであります。しかしここに經濟審議院設置法案というものの修正案をかりに否決されるというふうなことがございまして、それが衆議院にまわりまして、再度この修

正案が盛り返して来て衆議院に同付されるというふうなことがございするならば、これは手数がかかるのみならず、衆議院としてのいろいろな立場上はなはだ遺憾な点が生ずると思つてあります。従つて私は今提案いたしました修正案の原案通りの御修正を何とぞ切にお願いするのであります。しかしながらそれとともに、より以上本經濟審議院が拡大強化されて、これが發展的方向に向うということをより以上私はお願いいたします。各党との間における最大公約数の一致点を見出しまして、衆議院は一本の修正案を出したいという念願の方が、より以上優位を占めておられるのが私の心境であります。どうか本修正案に皆さんの御賛同をお願い申し上げます。○前田委員長 今の御意見に對しましては、実はこの委員会は、この設置法案は正式に付託になつておりませんので、われわれの委員会からは修正の申出をすることになるわけでありまして、その点は御了承願いたいと思つております。さらには有田君一君から發言を求められておりますので、この際これを許します。○有田(喜)委員 今回經濟安定本部が廢止されました經濟審議院が設置されることに相なつておられるのであります。が、この審議院設置法を見ますと、各省でやつたことの協定末といひますか、問題の起つたときにそれを総合調整をする協定末の仕事が大部分のよんであります。日本の經濟の基本を立てて行くいわゆる根本的な基本政策の企画立案というふうな面が欠けておるよう思つております。今日の日

本の経済の実情を見ますと、実に底の浅い日本経済でありまして、今日のよ
うな状態をそのままほつておいては、
日本のいわゆる完全独立、民生の安定
というものはなかなかに期しがたいの
であります。かようなことを考えま
す、できるだけむだなき経済、そして
その経済の計画性を持たすというこ
は、私はきわめて緊要であると思
うのであります。もとよりかつて行
われた統制経済、すなわち日本のい
わゆる干渉経済といふことはこれは
避けなければなりませんけれども、一
つの目標と基本的な計画といふもの
は、あくまでこれを立てて行かなく
てはならぬと思ふのであります。日
本の各行政官庁を見ますと、このい
わゆる安本にかゝるべき経済審議
庁を盛立てて行つて、真の日本の
経済のびりつとした基本をここで
きめようとする官庁は、私は考へる
のであります。人員を少くしたりあ
りませぬけれども、しかしあつても
なくともいいような役所を残すとい
うことは私は賛成できません。置く
からにはびりつとした基本をしつ
かり握るところの官庁を置いて、日
本の経済の行く道を誤らないよう
にするといふことが私は根本であ
ると思ふのであります。

かような見地に立ちまして、私は
この経済審議庁設置法案について、
改進黨の委員を代表した一つの修正
案を提出したいと思います。

第一には、今申しましたよ
うな見地に立ちまして、経済審議
庁の名称を直していただきたい。
すなわちこれを経

済企画庁に改めること、名は体を現
すでありますから、名称はどつち
でもいいというもの、経済企画
庁といふ名称にかゝることの修正
意見を出したと思ひます。それ
から自由党から出されてお
りますところの企画立案、い
わゆる経済に関する基本的政策
の企画立案、これはどうして
も入れなくてはならぬことであ
る。なおさうな基本的な計画を
立てて行く上におきまして、
経済企画庁におきまして、予
算編成の方針といふものを策
定する、方針の策定、これはど
うしてもやらなくちゃならぬ。
現在大蔵省が予算編成権を持
つておられますが、本来ならば
これを内閣の一部、すなわち
経済企画庁に移すべきだと考
へておられます。今大蔵省の
設置法まで改革するといふこ
とは、実際問題からどうかと思
ひます。私は予算編成の方針を
この経済企画庁にやらすとい
うことを考へておられます。な
お自由党案から出ておられます
案の準備、これは日本の貿易
政策の根本であります。また
これが同時に、日本の経済を
左右するところの、非常な重
要な役割を持つておられるの
で、こゝういふことも当然私
はこの企画庁の仕事としてや
るべきだと考へておられます。
なお機構をあまり大きくする
ことは好まれませんけれども、
今申しましたよつちうなこ
とをやるに小ざさすぎる。今
の三部制の企画庁を長官官
房、そして四部を設けて、官
房はいわゆる庶務的な仕事を
させる。そして四部は、調整
部、計画部、調査部、こう四
つにわけ、調整部で各省事務
のいろ／＼の調

整をやる。計画部で基本的な、
いわゆる長期経済計画を立て
る。開発部で、いわゆる国土
総合開発、並びに公共事業の
いろ／＼な調整、計画的なこ
とをやる。調査部はこの原
案通り、統計その他の調査にあ
たります。こゝういふような
行き方がいいと思ひます。そ
れから申し遅れましたが、最
後に修正したところは、公
共事業に関する問題であり
ますが、原案では「国土総合
開発及び国土調査に関するこ
と」ということがうたわれて
おられます。また自由党の案
により「公共事業の計画及び
これに要する資金に関する必
要な総合調整に関すること」と
いうことになっておられます。
自由党の案は原案よりも一
歩進んでおられますが、私は
もう少し進めまして、単に公
共事業の総合調整に限ること
なく、公共事業の基本的な政
策、並びにその計画について
の調整をやる必要がある。あ
わせて、これに関連するところ
の資金に関するいわゆる基本
的な政策計画もあわせてやる。
そうしないと、今日の公共
事業の全体から見ますと、各
省それぞれ、いわゆるセク
ショナルリズムと申しますか、
これは悪い意味ではなく、各
省それぞれ、自分の仕事が大
事だといふ、責任感から出
ておることが多いのだと思
ひますが、農林省、あるいは
建設省、あるいは運輸省、
関係各省がこの公共事業で
非常に強いのであります。そ
れがわけのわからぬ大蔵省
の予算の面からみれば、これ
が左右されると、実際の面
で、公共事業の基本的政策、
並びに計画を樹立するとい
うことが、きわめて私

は重大なことを考へます。か
ような趣旨で、私は本設置法
を修正したいと思つてお
ります。以下改進黨の修正
案を讀んで、速記に残して
いただきますと思ひます。

経済審議庁設置法案の一部修正
案

経済審議庁設置法の一部を次の
ように修正する。

第一條中「経済審議庁」を「経済
企画庁」に改める。

第二條第一項中「経済審議庁（以
下「審議庁」といふ。）」を「経済
企画庁（以下「企画庁」といふ。）」
に改め、同條第二項中「審議
庁の長」を「企画庁の長」に改
め、同條第五号の次に次の一
号を加ふる。

第三條中「審議庁」を「企画
庁」に改め、同條第一号中「政
策」の下に「企画立案及び」を
加へ、同條第二号を「予算編
成の方針の策定」に改め、同
條第五号の次に次の一号を加
ふる。

六 関係各行政機関の事務の
総合調整

第四條中「審議庁」を「企画
庁」に改め、同條第十三号中
「計画」について「の下に「
企画立案、及び」を加ふる。

第五條を次のように改める。

第五條（内部部局）
企画庁に長官官房及び左の
四部を置く。

調整部
計画部
調査部
開発部

第六條中「審議庁」を「企画
庁」

に改め、同條第五号中「総務部、
計画部」を「調整部、計画部、
開発部」に改める。

第七條の見出しを「長官官房の
事務」に改め、同條中「総務
部」を「長官官房」に改め、
同條第十号以下を削る。

第七條の次に次の一號を加ふる。
(調整部の事務)

第八條

一、予算の編成の方針の策定
二、法令案の審査及び庁務の
総合調整に関すること。
三、貿易及び国際收支に関する
基本的な政策並びに計画の
総合調整及び外国為替予
算案の準備に関すること。
四、産業に関する基本的な政策
及び計画の総合調整に関する
こと。
五、運輸に関する基本的な政策
及び計画の総合調整に関する
こと。
六、財政、通貨及び金融に関
する基本的な政策及び計画の
総合調整に関すること。
七、物価に関する基本的な政策
の企画立案及び総合調整に
関すること。
八、國民の合理的な生活水準の
策定並びに雇用の増大、國民
生活水準の改善その他國民
生活の安定に関する基本的な
政策及び計画の企画立案及び
総合調整に関すること。
九、国際経済協力に関する基本
的な政策及び計画の企画立案
及び推進に関すること。
十、前七号に掲げるものの外、

の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案、並びに経済に関する基本的な政策及び計画の企画立案、並びに総合調整に関する事。

十一、前各号に掲げるものの外企画庁の所掌事務で他部の所掌に属さない事務に関する事。

第八條第四号を削る。
第八條を第九條とし、第九條を第十一條とし、第十條を第十二條とし、第十一條を第十三條とし、第九條の次に次の一條を加える。

(開発部の事務)

第十條 開発部においては、左の事務をつかさどる。

一、公共事業及びこれに要する資金に関する基本的政策及び計画の立案及び総合調整に関する事。

二、国土総合開発に関する事。

三、国土調査に関する事。

第十二條及び第十三條中「審議庁」を「企画庁」に改める。

附則第二項中「審議庁」を「企画庁」に改める。

(以下省略)

大体以上の通りであります。但し、條文の整理を少し急いだ関係上、あるいは少しミスがあるうと思ひますけれども、趣旨は冒頭申し上げましたような意味でこの修正案がつくられたのであります。すなわち、どうか各党ともこの修正案に御賛成を願ひまして、そうして願ひは、経済安定委員会といたしましては、ここに一本の強力なる企画庁設置法をつくつて、これを内閣委員会に提案し、そうして日本のこの重大なる経済の樹立に誤りを来さないよう、ひと

つ皆様の御共鳴を得たいと思ひのであります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○前田委員長 ただいまお述べになりました社会党及び改進黨の経済審議庁設置法案に対する修正意見に対し、またさきに述べました自由党の提案の修正意見等に対しまして鳩首協議いたしたいと思ひますので、これより懇談に入りたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十五分散会